



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(24)

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1  
 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...15

### 訓 令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....( 同 )...16  
 行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令.....( 同 )...17

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第35号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 課室の分掌事務」を「第2款 課の分掌事務」に、「土木部各課室」を「土木部各課」に、

「第3款 環境科学研究センター

「出納局各課室」を「出納局各課」に、 第4款 国民文化祭推進事務局 を

第5款 削除

「第3款 環境科学研究センター」に、「第3款 保健医療短期大学」を「第3款 削除」に、

「第6款 総合療育訓練センター

第7款 乳児院

第8款 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園 を

第9款 朝日学園

第10款 婦人相談所

第11款 金谷寮

「第6款 乳児院

第7款 朝日学園

第8款 婦人相談所

第9款 金谷寮

第10款 総合療育訓練センター

第11款 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園」

「第17款 薬用植物園」に、「第10款 森林研究研修センター」を「第10款 森林研究研修センター」に、  
第11款 削除

「第2款 ダム建設事務所」を「第2款 ダム建設事務所」に改める。  
第3款 削除

第9条の見出し中「、室」を削り、同条第1項中「及び室」を削り、同項の表中

「 課・室名 」を

「 課名」に改め、同表総務部の項中「 情報公開係」を

「」に改め、「健康増進係、健康管理係」及び「厚生係、給付係」を削り、「県有財産係」を「県有財産管理係」に改め、「設備管理係」及び「行政係」を削り、

同表文化環境部の項中「 学事振興課」を「 学術振興課」に改め、「温泉保全係」を削り、

「 施設整備係」を

「 温泉保全係」に改め、同表健康福祉部の項中「地域保健政策

係」、「援護係、恩給係」及び「医療係」を削り、「指導係」を「国保指導係」に改め、「児童企画係、児童養護係」及び「母子福祉係、母子保健係、障害児福祉係」を削り、「感染症予防係、看護係」を「看護係、感染症予防係」に改め、同表商工労働観光部の項中「団体指導係」及び「工業団地係」を削り、「工業情報係、企業振興係」を「企業振興係、技術振興係」に、

「 商政係、商業振興係、流通貿易係」を

「」に改め、「観光振興係、広域観光係、物産振興

係」及び「労政係、労働福祉係、民間訓練振興係、公共訓練係」を削り、同表農林水産部の項中「経理係、構造政策係」を「総合農政係」に改め、「農業共済係、担い手育成係、経営指導係、構造改善係」を削り、「水田農業対策係、稲作係、農産振興係、園芸振興係、果樹係、野菜花き係」を「稲作農産係」に、「地産地消推進係」を「地産地消推進係、水産振興係」に、「経理係、普及係」を「普及係」に、「指導管理係、財産管理係、事業調整係、設計管理係、システム管理係、施設整備計画係、農村振興計画係」を「農村振興計画係、施設整備計画係」に、「農道係、農村振興整備係」を「農村総合整備係」に改め、「企画係」を削り、「林政係、林産振興係、木材利用係、森林総合利用係、森林計画係、森林整備係、林道整備係、治山係、技術管理係」を「林政企画係」に改め、同表土

木部の項中「技術管理係、積算管理係」を削り、「 建設業調整室」を「 建設企画課」に改め、「都市計

画係、街路係、区画整理係、都市公園係」、「道路環境係」及び「行政係、河川管理係、河川計画係、河川整備係、災害経理係、災害復旧係」を削り、「住宅地係、建築指導係、公営住宅建設係、公営住宅管理係」を「公営住宅管理係、公営住宅建設係」に改め、同条第2項中「係を」を「係及び

隊を」に改め、同項の表中「 係名」を「 係・隊名」に改め、同表食品安全対策課の項中「水道係」

を「水道事業係」に改め、同表消防防災課の項中「保安係」を「保安係、消防防災航空隊」に改め、同条第3項の表情報企画課の項中「情報企画係、地域情報係、行政情報係、ネットワーク推進係、給与システム係」を削り、

同条第4項の表総務課の項中「 栄典係」を

「」に改め、「広聴相談係、」及び「広報係」を削り、

同表健康福祉企画課の項中 「

指導監査室	保護係、福祉指導係
-------	-----------

」 を

「

援護・指導室	援護恩給係、保護指導係
--------	-------------

」 に改め、同表中

「

工業振興課	戦略技術推進室	技術振興係
-------	---------	-------

」 を

「

産業政策課	産業集積促進室	
-------	---------	--

」 に改め、同表農政

企画課の項中 「

団体検査指導室	団体指導係
---------	-------

」 を

「

地域営農振興室	担い手育成係、経営指導係
団体検査指導室	団体指導係

」 に改め、同表生産流通課の項中

「

畜産室	畜産振興係、畜産経済係、草地飼料係、畜産生産係、衛生係
水産室	水産振興係、内水面漁業係、漁業調整係

」 を

「

畜産室	畜産振興係
-----	-------

」 に改め、同表農村計画課の項中

「

水田畑地化推進室	農地整備計画係、農地整備係
----------	---------------

」 を

「

畑作園芸振興室	農地整備計画係、農地整備係
---------	---------------

」 に改め、同表管理課の項中「審査

係、指導係、」を削り、同表都市計画課の項中 「

下水道管理係、流域下水道係、公共下水道係
----------------------

」 を

「

--

」 に改め、同表交通基盤課の項中

「

国道係、橋梁係、地方道第一係、地方道第二係
-----------------------

」 を

「

--

」 に、

「

港湾係、空港係
---------

」 を

「  
」に改め、同表河川砂防課の項中

「  
砂防企画係、斜面保全係、砂防係  
」を

「  
」に改め、同表建築住宅課の項中

「  
営繕室 営繕第一係、営繕第二係、営繕第三係、営繕設備第一係、  
営繕設備第二係  
」を

「  
営繕室  
」に改める。

第11条第2項中「及び室」を削り、同項の表中 「課・室名」を「課名」に改め、同表総務課の項中

「、資金管理係」及び「、指導係、会計システム係」を削り、同表経理課の項中

「  
決算国費係、調査係、契約係  
」を

「  
」に改め、同表中 「工事検査室」を

「  
工事検査課  
」に改める。

「第2款 課室の分掌事務」を「第2款 課の分掌事務」に改める。

第13条第1項第1号カ中「浄書」を「印刷機による浄書」に改め、同項第3号中リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 政策評価及び事務事業評価に関すること

第13条第1項第6号リを削り、同項第9号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

ロ 国民保護対策に関すること(消防防災課で所掌するものを除く。)

第13条第1項第10号二中「保健業務課で所掌するものを除く」を「牛海綿状脳症及び口蹄疫に係るものに限る」に改め、同項第11号中ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 国民保護対策に係る防災関係情報の収集及び消防防災関係機関との連絡に関すること

第13条第1項第12号中ツを削り、ネをツとし、ナをネとする。

第14条第1項第2号中「学事振興課」を「学術振興課」に改め、同号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、口の次に次のように加える。

ハ 科学技術の振興に関すること

ニ 職員の職務発明に関すること

第14条第1項第3号中ニ及びホを削り、ヘをニとし、トをホとし、チをへとし、同項第4号中ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 環境関連産業の振興に関すること

第14条第1項第5号中又をヲとし、リの次に次のように加える。

又 環境影響評価に関すること

## ル 温泉に関すること

第15条第1項第1号ヨ中「、保健医療大学及び保健医療短期大学」を「及び保健医療大学」に改め、同項第3号へ中「心身障害者扶養共済制度」を「少子化対策」に改め、同号ヲ中「、総合療育訓練センター」及び「、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園」を削り、同項第4号ハを次のように改める。

## ハ 障害のある児童の福祉に関すること

第15条第1項第4号中へをチとし、同号ホ中「身体障害者更生相談所」を「総合療育訓練センター、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、身体障害者更生相談所」に改め、同号中ホをトとし、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

## ニ 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること

## ホ 心身障害者扶養共済制度に関すること

第15条第1項第5号ソ中「食品安全対策課で所掌する」を「牛海綿状脳症及び口蹄疫に係る」に改め、同号ツ中「化製場等」を「と畜場及び化製場等」に改め、同条第2項中「及び同号ニ」を「並びに同号ニ及びヌからワまで」に、「指導監査室」を「援護・指導室」に改める。

第16条第1項第1号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツの次に次のように加える。

## ネ 商業振興課の庶務に関すること

第16条第1項第2号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

## へ 超精密加工テクノロジープロジェクトの推進に関すること

第16条第1項第4号ト中「国民宿舎」を「国民宿舎及び県民の海・プール」に改め、同項第5号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号カ中「、高等技術専門学校」を削り、同号中カをワとし、同条第2項中「工業振興課の分掌事務のうち、前項第2号ホ及びへに掲げる事務は戦略技術推進室」を「産業政策課の分掌事務のうち前項第1号レからツまでに掲げる事務は産業集積促進室」に改める。

第17条第1項第1号リ中「漁船災害補償」を「漁船損害補償」に改め、同号中ヨを削り、カをヨとし、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

## ワ 中山間地域総合整備事業に関すること

第17条第1項第1号中レをソとし、タをレとし、ヨの次に次のように加える。

## タ 部内における予算及び事業の総合調整に関すること

第17条第1項第2号中ニを削り、ホをニとし、へをホとし、トを削り、チをへとし、リをトとし、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、カをヲとし、ヨをワとし、タをカとし、レをヨとし、ソをタとし、ツをレとし、ネをソとし、ナをツとし、ラをネとし、ムをナとし、ウをラとし、ヰをムとし、ノをウとし、オをヰとし、クをノとし、ヤをオとし、同項第3号ホ中「農林水産物」を「農林水産植物」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

## リ 農用地土壌汚染対策に関すること(農用地土壌汚染対策地域の指定に関するものを除く。)

第17条第1項第4号イ中「生産流通課」を「農政企画課及び生産流通課」に改め、同号チ中「開発運用」を「運用及び保守管理」に改め、同号ヨ中「関すること」を「関すること(農政企画課で所掌するものを除く。)」に改め、同号ネ中「(他課で所掌するものを除く。)」を削り、同号中ノをオとし、ヰをノとし、ウをヰとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

## ナ 園芸産地拡大強化に関すること(農政企画課、生産流通課及び農業技術課で所掌するものを除く。)

第17条第1項第5号へ中「木材利用推進対策」を「木材利用の推進」に改め、同号ラ中「林業関係」を「森林及び林業関係事業」に改め、同号中ムを削り、ウをムとし、同条第2項中「前項第1号ワからヨまで」を「前項第1号ハ、二、ト及びヌからワまでに掲げる事務は地域営農振興室で、同号カ及びヨ」に、「同項第2号ワからナまで」を「同項第2号ルからツまで」に改め、「、同号ラからクまでに掲げる事務は水産室で」を削り、「同項第3号へからルまで」を「同項第3号へからヲまで」に、「同項第4号ネからウまで」を「同項第4号ネからラまで」に、「水田畑地化推進室」を「畑作園芸振興室」に改める。

「第6目 土木部各課室の分掌事務」を「第6目 土木部各課の分掌事務」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項中「土木部各課室」を「土木部各課」に改め、同項第1号中ハ及びニを削り、ホをハとし、へをニとし、トをホとし、チをへとし、リをトとし、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、カをヲとし、ヨをワとし、タをカとし、同号レ中「建設業調整室」を「建設企画課」に改め、同号中レをヨとし、ソをタとし、同号ツ中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同号中ツをレとし、同項第2号中「建設業調整室」を「建設企画課」に改め、同号に次のように加える。

## ト 土木部所管の建設工事の施工管理基準、設計積算基準及び積算事務の電算システムに関すること

チ 建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関すること(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正化に関することを除く。)

リ 建設副産物の再資源化の促進に関すること

第18条第1項第3号チ中「流域別下水道総合計画」を「流域別下水道整備総合計画」に改め、同項第6号カ中「耐震設計」を「耐震診断」に改め、同条第2項中「前項第1号ホからチ」を「前項第1号ハからヘまで」に、「同号リからタまで」を「同号トからカまで」に改める。

「第4款 出納局各課室の分掌事務」を「第4款 出納局各課の分掌事務」に改める。

第22条の見出し中「出納局各課室」を「出納局各課」に改め、同条中「出納局の各課室」を「出納局各課」に改め、同条第1号タ中「局内他課室」を「局内他課」に改め、同条第3号中「工事検査室」を「工事検査課」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「総務係、管理係」を「総務係、総合相談係、管理係」に、

「北村山総務課 総務係、経理係、審査係、出納係」を

「北村山総務課 総務係、経理係、出納係」に、

「商工振興係、観光振興係、雇用労政係」を

「」に改め、「計画係、事業係」を削り、

「用地換地係、工事係、整備第一係、整備第二係、工務係」を「農地整備係」に、  
「林政係、指導係、造林係、森林管理係、治山係、林道係」を「林政係、治山係」に、

「用地換地係、工務第一係、工務第二係、防災係、整備係」を「工務係」に、  
「指導係、治山係、林道係」を「治山係」に、

「用地換地係、工事第一係、工事第二係、整備第一係、整備第二係」を「施設整備係」に、  
「指導係、治山係、林道係」を「」に、

「都市計画課 計画係、工事係、下水道係、都市公園係」を  
「道路課 管理係、維持係、調査係、工事第一係、工事第二係、工事第三係、橋梁係」を  
「河川砂防課 維持調査係、工事第一係、工事第二係、ダム建設係」を

「都市計画課」

道路課			に改め、「住宅営繕係」を
河川砂防課			

削り、「

維持管理係、工事第一係、工事第二係、橋梁係、都市計画係	を		に、
維持調査係、工事第一係、工事第二係			

「

管理係、維持係、工事第一係、工事第二係、都市計画係、下水道係	を		に改め、同表最上総合支庁の項
維持調査係、工事第一係、工事第二係			

中

保健福祉環境部	福祉課	管理係、企画係、指導係、福祉係		を
	環境課	環境対策係		
	保健企画課	総務係、医薬事係、生活衛生係	新庄市	
	地域保健予防課	保健支援係、感染症予防・健康増進係	新庄市	
産業経済部	産業経済総務課	総務係		

「

保健福祉環境部	保健企画課	総務係、医薬事係		に、「農産振興係、園芸振興
	地域保健予防課	保健支援係、感染症予防・健康増進係		
	福祉課	企画指導係、福祉係		
	環境課			
産業経済部	産業経済総務課	総務係		
	商工労働観光課			

係」を「農産園芸係」に改め、「計画係、防災係、事業係」を削り、「用地換地係、工事第一係、工事第二係、工務第一係、工務第二係、整備第一係、整備第二係」を「工務係」に改め、「指導係、森林管理係」及び「林道係、遊学の森整備係」を削り、

「

道路計画課	管理係、維持係、企画調査係、工事第一係、工事第二係、都市計画係	を
河川砂防課	維持調査係、工事第一係、工事第二係、ダム調査管理係	

道路計画課		
河川砂防課		

に改め、「住宅営繕係」を

削り、同表置賜総合支庁の項中「管理係、経理係、審査係、出納係」を「経理係」に、「福祉第一係、福祉第二係」を「福祉係」に、「地域農政係、農地調整係、農産振興係、園芸振興係」を「農産園芸係」に、「企画係、計画係」

を「計画係」に、「用地換地係、工務係、整備係」を「農地整備係」に、「指導係、

用地換地係、工務係、整備係

農地整備係

森林管理係、治山係、林道係」を「治山係」に、

用地換地係、工務係、整備第一係、整備第二係

を

指導係、林道係、治山係

林道係

に、

管理係、維持調査係、工事第一係、工事第二係、都市計画係  
維持調査係、工事第一係、工事第二係、工事第三係

を


に改め、「住宅営繕係」を削り、

管理係、維持係、工事第一係、工事第二係、都市計画係
維持調査係、工事第一係、工事第二係

を


に改め、同表庄内総合支庁の項

中「福祉第一係、福祉第二係」を「福祉係」に改め、「地域農政係、農地調整係、」を削り、「用地換地係、計画係、事業係、農道係、防災係」を「農道係」に、「工事係、整備係、防災係」を「農地整備係」に、「工事第一係、工事第二係、整備第一係、整備第二係」を「施設整備係、農地整備係」に、「庶務係、団体金融係」を「総務係、振興普及係」に改め、「水産普及係、水産振興係、漁業無線係」、「林産係、指導係、造林係、林道係」及び「治山係、保安林係、公益の森整備係」を削り、「経理第一係、経理第二係」を「経理係」に、

道路計画課	都市計画係、下水道係、道路第一係、道路第二係、橋梁係、企画調査係、維持調査係、維持管理係、維持工事係	
河川砂防課	管理係、維持係、企画調査係、河川第一係、河川第二係、海岸係、砂防第一係、砂防第二係、ダム管理係	

を

道路計画課		
河川砂防課		

に改め、「住宅営繕係」、

「管理係、港湾振興係」及び「漁港企画調査係、漁港工事係」を削り、同条第4項の表最上総合支庁の項を次





第3章第5節第7款を同節第6款とする。

第3章第5節第8款を削る。

第84条中「条例により」を「山形県立児童福祉施設設置条例により」に改め、第3章第5節第9款中同条を第77条とし、第85条を第78条とし、第86条を第79条とする。

第3章第5節第9款を同節第7款とする。

第3章第5節第10款中第87条を第80条とし、第88条を第81条とする。

第3章第5節第10款を同節第8款とする。

第3章第5節第11款中第89条を第82条とし、第90条を第83条とする。

第3章第5節第11款を同節第9款とし、同款の次に次の2款を加える。

第10款 総合療育訓練センター

(名称及び位置)

第84条 山形県立総合療育訓練センター条例(昭和57年3月県条例第10号)により置かれた総合療育訓練センターの名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立総合療育訓練センター	上山市

(所務)

第85条 総合療育訓練センターは、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 入所又は通所による肢体不自由児の治療及び独立自活のために必要な知識技能の指導に関する事
- (2) 入所又は通所による肢体不自由者の更生に必要な治療及び訓練指導に関する事
- (3) 通所による難聴幼児の訓練指導に関する事

(内部組織)

第86条 総合療育訓練センターに次の表の組織の欄に掲げる部及び課を置き、当該部及び課に同表の係・科名の欄に掲げる係及び科を置く。

組 織		係 ・ 科 名
部 名	課 名	
総 務 療 育 部	総 務 課	庶務係、経営係、療食係
	相 談 課	
	療 育 課	
診 療 部		診療科、リハビリテーション科
看 護 部		

(支所)

第87条 山形県立総合療育訓練センター条例により総合療育訓練センターに置かれた支所の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立総合療育訓練センター 庄内支所	鶴岡市

2 総合療育訓練センター庄内支所は、総合療育訓練センターの処理する第85条第1号及び第3号に規定する事務

(通所によるものに限る。)を分掌する。

3 総合療育訓練センター庄内支所に庶務係を置く。

第11款 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園

(名称及び位置)

第88条 山形県立児童福祉施設設置条例により置かれた最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立最上学園	新庄市
山形県立やまなみ学園	長井市
山形県立鳥海学園	飽海郡遊佐町

(所務)

第89条 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 知的障害児童の学習指導及び保護に関すること
- (2) 知的障害児童の知能訓練及び職能指導に関すること
- (3) 知的障害児童の生活指導及び保健衛生に関すること

(内部組織)

第90条 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園に庶務係及び指導係を置く。

第95条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「第18条第4項第3号」を「第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 身体障害者手帳に関すること

第97条第2号中「並びにこれらに付随する指導」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号中「問題の相談」を「相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 市町村の更生援護の実施に係る市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること(知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。)

「第18款から第20款まで 削除」を削る。

第130条中第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (7) 加工設備

第130条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 事業化支援室

第138条の表中

庶務係、企画係
学生係、教務係

を

「  
総務係

に改める。  
」

第140条の表山形県立最北高等技術専門校の項を削る。

第141条第2号及び第142条の表中「(山形職業能力開発専門校に限る。)」を削る。

第143条第3項中「、次の表の左欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げる係」を「庶務係及び訓練課」に改め、同項の表を削る。

第152条の表総務課の項中「、経理係」を削る。

第175条第3号を削り、同条第4号中「普及指導」を「改良普及及び林業経営の改善指導」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とする。

第176条中「企画指導部、研修普及部、特用林産部、森林資源環境部及び木材利用部」を「研究企画部、森林資源部、森林環境部、普及指導部及び森林情報部」に改める。

第3章第7節第11款の款名及び同章第8節第3款の款名を削る。

第192条第2項を次のように改める。

2 経済課に課内室として流通情報室を置く。

第199条の表中 「学事振興課」 を 「学術振興課」 に、

山形県保育士試験委員	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第4項の規定による保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関すること	児童家庭課
山形県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること	障害福祉課

を

山形県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第27条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること	障害福祉課
---------------	---	-------

に、

「建設業調整室」 を 「建設企画課」 に改める。

第200条第1項の表中

課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	工事検査室及び課内室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

課長補佐	課	課長又は業務名を冠する主幹を補佐し、課の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつては担当事務を処理する。
室長補佐	課内室	室長を補佐し、室の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつては担当事務を処理する。
隊長	隊	上司の命を受けて隊の業務を処理する。

に改め、同条第2

項中「室(課内室を含む。)」を「課内室」に改め、同項の表業務名を冠する主幹の項中「室」を「課内室」に改め、同表中技術補佐の項及び業務名を冠する主幹補佐の項を削り、同表専門員の項中「上司の命を受けて」を「担当事務について課長等を補佐し、及び」に改め、同表中

「業務名を冠する主査」 担当事務について課長又は室長を補佐し、及び担当事務を処理する。 を

副隊長	隊長を補佐し、及び隊の業務を処理する。
隊員	上司の命を受けて隊の業務に従事する。
業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。

に改め、同条第3項中

「又は室」を削る。

第201条第1項の表学長の項中「、保健医療大学及び保健医療短期大学」を「及び保健医療大学」に改め、同表園長の項中「最上学園」を「朝日学園、最上学園」に改め、「、朝日学園」を削り、同表副所長の項中「環境科学研究センター」を「職員研修所、環境科学研究センター」に改め、同表次長の項中「職員研修所、」を削り、同表副園長の項中「最上学園」を「朝日学園、最上学園」に改め、「、朝日学園」を削り、同表中

学科長	保健医療大学及び保健医療短期大学	上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
専攻科長	保護医療短期大学及び産業技術短期大学校	上司の命を受けて専攻科の事務を掌理する。

を

学科長	保健医療大学	上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
研究科長	保健医療大学	上司の命を受けて研究科の事務を掌理する。
専攻科長	産業技術短期大学校	上司の命を受けて専攻科の事務を掌理する。
参事	庄内総合支庁総務企画部	上司の命を受けて部の特定事項を整理する。

に、

事務局長	国民文化祭推進事務局	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	米沢女子短期大学、保健医療大学、保健医療短期大学、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校の事務局	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	総合療育訓練センター	所長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
事務局次長	国民文化祭推進事務局	事務局長を補佐し、出先機関の事務を整理する。
	米沢女子短期大学、保健医療大学、保健医療短期大学及び産業技術短期大学校の事務局	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
学生部長	米沢女子短期大学及び保健医療短期大学	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。

を

事務局長	米沢女子短期大学、保健医療大学、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校の事務局	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------	---	----------------------------------

に、

	総合療育訓練センター	所長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
事務局次長	米沢女子短期大学、保健医療大学及び産業技術短期大学の事務局	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
学生部長	米沢女子短期大学及び保健医療大学	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。

を

課長補佐	総合支庁の総務課、税務課、企画振興課、福祉課、保健企画課、産業経済総務課、商工労働観光課、農業振興課、農業普及課（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）、酒田農業普及課、農村計画課、農村整備課（最上総合支庁に限る。）、鶴岡農村整備課、酒田農村整備課、水産課、建設総務課、用地課及び山形統合ダム管理課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	庄内総合支庁総務企画部企画振興課公益のふるさと創り推進室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

に改

課長補佐	総合支庁の課（村山総合支庁総務企画部西村山税務課及び北村山税務課、保健福祉環境部検査課、地域保健予防課及び西村山福祉課並びに建設部西村山用地課及び北村山用地課、最上総合支庁保健福祉環境部環境課及び建設部高坂ダム管理課、置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課、保健福祉環境部環境課、検査課及び西置賜福祉課、産業経済部産地研究課並びに建設部西置賜用地課並びに庄内総合支庁保健福祉環境部検査課、生活衛生課及び環境課を除く。）	課長を補佐し、課の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつては担当事務を処理する。
室長補佐	村山総合支庁産業経済部産業経済総務課産業企画室、最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課生活衛生室、置賜総合支庁産	室長を補佐し、室の事務を整理する。

業経済部産業経済総務課 産業企画室並びに庄内総合支庁総務企画部企画振興課公益のふるさと創り推進室及び産業経済部産業経済総務課産業企画室
--

め、同条第2項の表中「、保健医療大学及び保健医療短期大学」を「及び保健医療大学」に、

業務名を冠する主査	担当事務について課長又は室長を補佐し、及び担当事務を処理する。	を
-----------	---------------------------------	---

業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。	に改め、「、業務名を冠
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	

する主幹補佐」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(山形県公報発行規則の一部改正)
- 山形県公報発行規則(昭和37年2月県規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第8条第3項及び第9条中「主務課室」を「主務課」に改める。  
第10条中「主務課室長」を「主務課長」に改める。  
第12条及び第13条第1項中「各課室」を「各課」に改める。  
(山形県公有財産規則の一部改正)
- 山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「又は室」を削る。  
(山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則の一部改正)
- 山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則(昭和58年10月県規則第56号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第3号を次のように改める。  
(3) 山形県最上総合支庁産業経済部商工労働観光課

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第36号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第13号中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

別表第10項を削り、同表第11項中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第12号」に、

山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡及び北村山郡	山形市鉄砲町二丁目19番68号
---	-----------------

新庄市及び最上郡	新庄市金沢字王道大道上2034番地
米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡及び西置賜郡	米沢市金池七丁目1番50号
鶴岡市、酒田市、東田川郡、西田川郡及び飽海郡	東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1

を

鶴岡市、酒田市、東田川郡、西田川郡及び飽海郡	東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1
------------------------	----------------------

に改め、同項を同表第

12項とし、同表第14項中「第2条第14号」を「第2条第13号」に改め、同項を同表第13項とし、同表第15項中「第2条第15号」を「第2条第14号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第16項中「第2条第16号」を「第2条第15号」に改め、同項を同表第15項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 4月 1日

山形県知事 高 橋 和 雄

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項中「交通安全主幹」を「交通安全対策主幹」に、「文化環境部学事振興課長」を「文化環境部学術振興課長」に、「健康福祉企画課長」を「健康福祉企画課長、長寿社会課長」に改め、同表中山形県保育士試験委員の項を削り、同表山形県職業能力開発審議会の項中「文化環境部学事振興課長」を「文化環境部学術振興課長」に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項中「金融共済主幹補佐、金融共済主査及び農業共済係長」を「金融共済の業務を担当する課長補佐」に、「農業共済係の」を「農業共済の業務を担当する」に改め、同表山形県都市計画審議会の項中「並びに同部都市計画課の課長補佐、技術補佐、都市計画専門員、行政主査、都市施設主査及び都市公園主査」を削り、同表山形県開発審査会の項中「課長補佐及び技術補佐」を「課長補佐(総務を担当するもの及び都市整備を担当するものに限る。)」に改め、同表山形県水防協議会の項中「課長補佐、技術補佐、庶務係長及び河川管理係長」を「課長補佐(総務を担当するもの及び河川整備管理の業務を担当するものに限る。)、河川管理専門員及び庶務係長」に改め、同表山形県建築審査会の項中「課長補佐、技術補佐」を「課長補佐(総務を担当するもの及び住宅指導の業務を担当するものに限る。)」に、「建築指導係の」を「建築指導の業務を担当する」に改め、同表に次の1項を加える。

山形県建築士審査会	幹事	土木部建築住宅課の課長補佐(総務を担当するもの及び住宅指導を担当するものに限る。)及び建築指導専門員
	書記	土木部建築住宅課の建築指導主査及び建築指導の業務を担当する技師

別表第2総合支庁の項中「福祉第一係長及び福祉第二係長」を削り、同表中保健医療短期大学の項を削り、同表鶴岡乳児院の項中

院 長	庄内児童相談所長	を
-----	----------	---



院 長	庄内児童相談所長
庶 務 係 長	庄内児童相談所庶務係長

に改め、同表高度技術研究開発センターの項中

副 所 長	工業技術センター副所長(事務吏員に限る。)
-------	-----------------------

を

所 長	工業技術センター所長
副 所 長	工業技術センター副所長(事務吏員に限る。)

に改め、同表病虫害防除所の項中

総 務 主 査	農業試験場総務主査
経 理 主 査	農業試験場経理主査

を

総 務 主 査	農業試験場総務主査
---------	-----------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令

(山形県考査規程の一部改正)

第1条 山形県考査規程(昭和26年11月県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第5条中「関係課室」を「関係課」に改める。

第6条及び第11条第3項中「課、室長」を「課長」に改める。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、最北高等技術専門校」を削る。

(山形県県有乗用車集中管理規程の一部改正)

第3条 山形県県有乗用車集中管理規程(昭和39年3月県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び室」を削る。

(山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正)

第4条 山形県行政の管理改善に関する規程(昭和42年6月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「室並びに」を削る。

第3条第2項中「建設業調整室にあつては建設業専門員と、工事検査室にあつては室長補佐とし、これらの者」を「課長補佐」に改め、「(室長を含む。)」を削る。

(山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(昭和52年2月県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

文化環境部  
健康福祉部  
米沢女子短期大学  
保健医療大学

(山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第6条 山形県職員の職務発明等に関する規程(昭和52年4月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「室長並びに」を削る。

第22条中「総務部管財課」を「文化環境部学術振興課」に改める。

別表中「総務部 総務課長、人事課長、財政課長、管財課長」を

「総務部 総務課長、人事課長、財政課長  
文化環境部 学術振興課長」に、「管理課建設技術主幹」を「建設企画課建設技術主幹」に

改める。

(職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正)

第7条 職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、最北高等技術専門学校」を削る。

(山形県物件受領手続規程の一部改正)

第8条 山形県物件受領手続規程(昭和60年3月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

「若しくは室」を削る。

(山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第9条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年8月県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(室を含む。)」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。